

令和6年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和6年11月8日
公正取引委員会

1 重点的な取組

(1) トータルコストを重視した調達の検討

当委員会が現在利用しているアナログ回線を利用するPBX（構内交換機）及び電話網について、令和7年度予定されている新庁舎移転に先立ち、庁内LANを利用するクラウド電話に更新することとし、これを新規に調達した（利用は令和6年10月から順次開始）。これは、新庁舎にそのままPBX及び電話網を移設すると、既に耐用年数を大幅に超えているPBXの更新及び電話網の構築に多額の費用が見込まれることに加え、業務の利便性向上、内線増設時等の職員の事務負担軽減なども考慮したことによるものである。また、クラウド電話の導入により、テレワーク環境下でも通信手段が確保されることから、既存の携帯電話の契約見直しを行い、次年度は、携帯電話の契約数を大幅に削減することとした。

構内交換機、複合機以外の庁舎内のインフラ（事務機器等）についても、引き続き、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、購入価格のみにとらわれず、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。

(2) 情報システム調達の改善

情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調整、予算、調達等を統括する「PMO」と呼んでいる全体管理組織が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。特に、当委員会ホームページシステムの運用支援業務については、複雑化した業務の効率化を図る観点から専門の事業者に外注することとしたところ、この調達に当たっては、当該システムの設計・開発を行った事業者であるという理由のみで随意契約とするのではなく、仕様内容の履行が可能な複数の事業者の入札参加可能性を判断することを目的とし、情報システム調達としては当委員会で初めて公募手続を実施した。

このように、案件によっては、既存の事業者以外の事業者からの調達が可能な場合があることが改めて判明したことから、引き続き、案件の特性を考慮の上、既存の事業者以外の事業者の入札参加可能性を判断するなど、競争

性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札公告は、原則入札の15日前に実施するよう努めたところ、令和6年度上半期に契約した入札46件全てにおいて入札期限の15日前に公告を実施することができた。

このほか、案件ごとに、履行期間又は納期が十分に確保できているかなどについて検討し、前年度と比較可能な10件のうち7件（70%）で履行期間又は納期を前年度より長くしたところ、当該7件中1件（14.3%）で入札参加業者数が増加した。また、契約期間が年間の案件など、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な14件のうち8件（57.1%）で、入札公告から契約開始までの準備期間を前年度より長くしたところ、当該8件中3件（37.5%）で入札参加業者数が増加した。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和6年度上半期に契約した入札46件について、全ての入札でG E P S¹を利用して入札公告を行うとともに、G E P Sの電子入札機能による入札参加を可能とした。

この結果、本局の入札案件において、電子入札率²は、前年同時期の90.2%から93.5%に向上し、電子契約率³は、前年同時期の56.8%から56.5%とほぼ横ばいであった。また、令和6年度上半期において、地方事務所の入札案件が2件発生したことから、G E P Sを利用して電子入札を実施したが、2件とも地元事業者以外の入札参加事業者はなかった。

なお、地方事務所の入札案件において、電子入札率は、前年同時期と同様に100%を維持したが、電子契約率は、前年同時期と同様に0%であり、変化が見られなかった。

以上

¹ G E P Sとは、政府機関（府省等）が共同利用するシステムで、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る調達手続きをインターネット経由で電子的に行うシステムである。

² 電子入札率=電子応札案件数/電子入札案件数のことである。また、「電子入札案件数」は、入札案件数のうち、電子入札が可能な件数（紙と電子の混合を含む。）のことであり、「電子応札案件数」は、開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数のことである。

³ 電子契約率=電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札によらない電子契約数のことである。また、「電子契約案件数」は、契約確定件数（ただし、入札案件に限る。）のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数のことであり、「電子入札によらない電子契約数」は、電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）のことである。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画							令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、量定的に記載)	目標達成予定期	難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○		トータルコストを重視した調達の検討	庁舎内のインフラ(事務機器等)について、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、購入価格のみにとらわれず、調達後の運用・維持管理、収納・保管費用等にかかる費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行う。	令和7年度に本局の庁舎移転を予定していることから、庁舎移転前から移転後の運用・維持管理等を見据えて調達内容等を検討することは、調達改善の余地が大きいと考えられるため。	A	R5	庁舎移転を見据えた調達及び不用な個人文書や物品等の削減を行い、庁舎移転の際の引っ越し費用を含むトータルコストを削減する。	R7	A+	R6	当委員会が現在利用しているアナログ回線を利用するBX(構内交換機)及び電話網について、令和7年度予定されている新庁舎移転に先立ち、府内LANを利用したクラウド電話に更新することとこれを新規に調達した(利用は令和6年10月から順次開始)。これは、新庁舎にそのままPBX及び電話網を移設すると、既に一年年数を大幅に超過しているPBXの更新及び電話網の機器に多額の費用が見込まれることから、業務の利便性向上、内線増設時等の職員の事務負担軽減などを考慮したことによるものである。また、クラウド電話の導入により、テレワーク環境下でも通信手段が確保されることから、既存の携帯電話の契約見直しを行い、次年度は、携帯電話の契約数を大幅に削減することとした。	A	・クラウド電話の調達コストがPBXの更新及び電話網を構築した場合よりも大幅に下回った。 ・職員等による内線電話の増設及び移設等に必要な作業(外部委託)が不要になった。 ・本局・地方事務所間の拠点間通信が内線化されること及び携帯電話の契約数の削減により通信費の削減が見込まれる。 ・災害時有線電話については、クラウド電話環境では利用できないため、別途整備した。	R6	・クラウド電話を調達することにより、主にテレワーク時用の携帯電話が不要になるなど、今後も、同様に必要な作業(外部委託)を行ったための会計室・関係課室職員の取りまとめ及び立会いの事務負担がなくなった。		電話、複合機以外の庁舎内のインフラについても、引き続き、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、トータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。
○		情報システム調達の改善	・情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調整、予算・調達等を統括する全体管理組織(以下「PMO」という。)が積極的に関与して、調達の仕様及び方式を検討するとともに、事業者からの提案や積算内容を評価することによって、調達方法の改善策を講じていく。 ・また、予算要求段階から、PMOが重複投資の排除や機能の統廃合等の調整を行う。		A	R4	情報システム調達に関する予算要求から調達までの一連の流れにおいて、PMOの局内へのガバナンスを強化することにより、契約方式や調達価格の適正性を確保する。	継続	A	R4	・情報システム調達については、PMO(デジタル統括アドバイザー及び情報システム室の一部担当者を構成員に含む)が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、必要に応じて調達前後に開催する打合せに参加して事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。 ・情報システム調達に関する令和7年度の予算要求においては、PMOが担当課室の作成した積算の妥当性等を確認し、当委員会のシステム予算全体での調整を行った上で決定した。	A	—	・当委員会ホームページシステムの運用支援業務については、複雑化した業務の効率化を図る観点から専門の事業者に外注することとしたところ、この調達に当たっては、当該システムの設計・開発を行った事業者であるという理由のみで随意契約とするのではなく、仕様内容の履行が可能な複数の事業者の入札参加可能性を判断することを目的として、情報システム調達としては当委員会で初めて公募手続を実施した。 ・これまで単年度での契約更新を行ってきたインターネット接続等の役務提供契約4件について、過去の随意契約審査委員会での検討もふまえ令和6年度予算に国庫債務負担行為として計上し、複数年度契約に変更した。	年間	情報システム調達に係る契約の更新については、案件によって既存業者以外の入札参加可能性を判断するなど、競争性の確保について常に意識する必要がある。	引き続き、案件の特性を考慮の上で既存業者以外の事業者の入札参加可能性を判断するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【競争性の確保などに向けた取組】 ・公告期間を十分に確保する。 ・案件ごとに仕様書の内容を検証し、履行期間を十分に確保するとともに、必要に応じて仕様書を示す条件等を変更する。		A	H25	前年度と比較可能な入札案件について、新規事業者が応札する案件の割合を増加させる。	継続	A	R4	・公告は、原則、入札の15日前に実施して、契約内容を十分に周知し、多数の競争参加者を得るよう努めた。 ・案件ごとに、仕様書の内容を検証するとともに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討した。 ・また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、公告時期を早め、公告から契約開始日までの準備期間を十分に確保するよう努めた。	A	—	・令和6年度上半期に契約した入札46件全てにおいて入札の15日前に公告することができた。 ・履行期間については、前年度と比較可能な入札10件のうち7件(70%)で履行期間又は納期を前年度より長くしたところ、当該7件中1件(14.7%)で入札参加業者数が増加した。 ・また、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な入札14件のうち8件(57.1%)で準備期間を前年度より長くしたところ、当該8件中3件(37.5%)で入札参加業者数が増加した。	年間	一者応札が継続した入札案件が発生したため、当該案件の要因分析とともに、引き続きエアクリアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「仕様内容は当社が参加できるよう変更してもらつたが、SEなどの構築のための体制が確保できなかつたため」、「提出期限を失念し、期限内に書類提出が行えなかつたため」などがあった。	他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札案件等の改善に向けた取組】 ・前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した事前審査を行う。 ・今回一者応札になった案件について、入札不参加事業者からヒアリングを行い、要因を分析する。 ・継続して一者応札となった案件及び再度一者応札となった案件については、契約監査委員会に諮り、外部有識者の知見を活用して事後審査を行う。		A	H25	前回一者応札となった事情を分析し、適切な対策を講じることで、競争契約における一者応札の割合を減少させる。	継続	A	H25	・令和6年度上半期は、前回一者応札となった案件と同種の一者応札となった案件が1件あった。今後、一者応札となった要因について分析するとともに契約監査委員会に上程し検討する予定である。 ・令和6年度上半期に契約した入札のうち、一者応札となった案件については、入札説明書等を入手したものの応札しなかった入札不参加事業者のうち協力を得られた事業者がヒアリングを実施し、一者応札となった要因を分析した。	B	—	・一者応札の割合は、15.2%(一者応札件数:7件/入札件数46件)であり、昨年同時期の14.3%(6件/42件)から微増した。 ・なお、ヒアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「仕様内容は当社が参加できるよう変更してもらつたが、SEなどの構築のための体制が確保できなかつたため」、「提出期限を失念し、期限内に書類提出が行えなかつたため」などがあった。	年間	一者応札が継続した入札案件が発生したため、当該案件の要因分析とともに、引き続きエアクリアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「仕様内容は当社が参加できるよう変更してもらつたが、SEなどの構築のための体制が確保できなかつたため」、「提出期限を失念し、期限内に書類提出が行えなかつたため」などがあった。	他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。
○		調達手続の電子化の推進	・入札実施、契約書作成等にGEPS(電子調達システム)を活用する。 ・地方事務所で実施する入札案件も電子化を推進する。 ・事業者に対して電子契約を働きかける。 ・見積書、請求書等の電子メールによる提出を可能とし、書面により提出される場合も押印は不要とする。		A	R4	調達手続の電子化を推進する。	継続	A	R4	・令和6年度上半期に契約した入札46件は、GEPSを使って調達ポータルに掲載するとともに、GEPSの電子入札機能による入札参加を可能とすることによって、事業者の事務負担軽減に努めた。 ・地方事務所で実施する入札についても電子化を推進する方法を検討し、令和6年度上半期は地方事務所の入札案件が2件発生したことから、当該案件においてGEPSを利用して電子入札等を実施した。 ・電子応札で落札した事業者に対して、口頭やメールによって電子契約を働きかけた。 ・見積書の提出については、原則、電子メールとし、請求書等の提出については、契約業者が電子メールによる提出を希望した場合、全て電子データで受領した。	A	—	・地方事務所の入札案件は、地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないため、各地方事務所にGEPSが利用できる環境を維持するコストなどの問題があった。しかし、令和6年度上半期は地方事務所の入札案件が2件発生したため、当該地方事務所の入札案件は、本局会計室の担当者が出張することによって、GEPSを利用して電子入札を実施した。 ・当該入札での入札参加者は地元事業者のみとなつたものの過去の入札は地元の事業者以外の参加も得られており、電子入札が競争性の向上に寄与していると想定しているため、引き続き取組を進めること。 ・電子入札及び電子契約の利用を高めるため、今年度実施する入札から、電子入札を希望する場合は理由書を提出することとした。	年間	・地方事務所でGEPSを利用して電子入札を実施するためには、現状、本局会計室の職員が出張して対応する必要がある。しかし、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が前年度に見られたことから、今後も、費用対効果を検証しつつ、継続して地方事務所で実施する入札の電子化を推進していく必要がある。 ・電子入札及び電子契約の利用を高めるための入札提出書類の変更が有効であることが確認されたため、今後も入札方法についての検討を行う。	これからもGEPSを積極的に活用する。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁))

電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数

電子契約率=電子契約案件数÷電子入札案件数

電子応札率=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率=電子契約案件数÷電子応札案件数

電子入札率によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わず電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

※2 進捗度

A+:効果的な取組

A:発展的な取組

B:標準的な取組

A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した取組を概ね実施した取組

B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
		定量的	定性的	
1 オープンカウンター方式の実施 ・ 費用対効果を考慮した上で、物品購入等について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。	継続	物品購入(7件)及び印刷製本(5件)についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち1件は令和5年度までに受注実績のなかった事業者が契約者となつた。	—	
2 隨意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	継続	—	—	令和5年度上半期に競争性のない随意契約を行おうとした11件について、随意契約審査委員会を実施し、契約の適否等について、事前審査を実施した。
3 契約の事後検証の実施 ・ 契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証をし、指摘事項に基づき調達を改善する。	継続	—	—	令和6年9月にオンライン形式により契約監視委員会を開催し、令和5年下半期に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件について、当該外部有識者による検証を実施し、その結果をホームページ上で公表した。
4 調達事務担当者に対する研修等 ・ 会計室以外の職員を対象とした研修を行い、調達事務に関する基礎知識の習得のほか、調達改善の取組等を紹介する。 ・ 調達事務のQ&Aや調達改善の取組に関する情報等をインターネットに掲示し、会計室が把握した情報を共有する。 ・ 以上の取組により、組織全体として調達改善等の意識向上に努める。	継続	令和6年7月に、オンライン形式により、本局の各課室の総括係長や地方事務所の総務係長等に新たに就いた職員17名を対象に、調達事務を含む予算執行に関する基礎研修を実施した。 また、令和6年9月に、ハイブリット形式により、本局の各課室及び地方事務所で調達業務に携わる46名を対象に研修を実施し、調達事務の基礎知識や公共調達の適正化に関する当委員会の取組を説明するとともに、当委員会が公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」(報道発表平成30年6月13日)及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」(報道発表令和4年2月8日)を再周知した。	—	調達担当者向けのインターネットを作成して、これまで分散していた調達に関する情報を当該インターネットに集約するとともに、左記2つの実態報告書のほか、官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書の参考資料として作成した「1分で分かる官談法」や「理解度チェックリスト」を当該インターネットに掲載し、これら実態調査の結果等を再周知した。
5 クレジットカード(法人カード)の活用 ・ 公共料金及び高速料金の支払にクレジットカードを活用する。	継続	—	—	公用車のETC料金については、本局及び7地方事務所全てにおいて、引き続き、クレジット決済を活用した。また、水道料金については、クレジット決済が可能な4地方事務所において、引き続き、クレジット決済を活用し、支払手続の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 池谷修一(公認会計士) 】 意見聴取日【 10月31日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○トータルコストを重視した調達の検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 昨年度の複合機の調達と同様に、庁舎の移動や機器の更新等に伴い、新たな機器へのトータルコストによる検討は、業務の利便性向上、職員の事務負担軽減などたいへん有用な取組と評価します。 このような場合、機器等の更新に伴うメリット、デメリットの検討を、まずしっかりと実施(極力定量的に)すること。 また、このような場合、新機器移設後の保守管理業務は外部委託されるのが通常である。そこで移設後の状況管理部署を庁内に新設(兼務有り)し、外部委託機関から管理データを定期的に入手し、前段の移設前予測データとの検証報告、新たな課題、問題点等の報告期間の設定が、導入時の一時的効果に留まらず、継続改善管理に必須である。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 今後、従来のPBX及びクラウド電話について、それぞれ調達した場合の調達費及び保守運用費等の比較を行い、クラウド電話調達の利点及び課題等について検討する予定しております。 また、クラウド電話の保守管理業務に関しては、御意見のように必要なデータを継続的に入手して課題等を蓄積し、利便性向上や事務負担軽減など様々な面からも分析するなどして今後の設備更新時に利用してまいりたいと考えております。</p>
○公募の活用 現在、一者入札が継続している案件についても入札可能性を判断すべく公募手続が行えるか検討している。そのような案件を公募するのは妥当か。また、公募する場合にどのような点に留意すべきか。	<p>○公募の活用 PMOを編成し、必要に応じて打合せを実施、内容の検討により、当該システムの設計・開発を行った事業者であるという理由のみで随意契約とするのではなく、仕様内容履行可能な業者の参加可能性を検討出来る処までてきたことは評価に値します。さらに進めて地道な成果を期待します。 視点を転換して、当該システム設計開発業者でない入札者には、当該入札社のメリット、セールスポイント及びその実績の記載事項設置も有用かと思考します。</p>	<p>○公募の活用 公募による入札参加可能性調査における事業者側の提出書類等については、御意見のような記載事項も含め適切に検討してまいりたいと考えております。</p>
○調達事務のデジタル化の推進 電子入札及び電子契約の利用を高め事務効率を図る観点から、今年度から紙入札を希望する場合には入札前に理由書を提出する変更を行っている。ただし、電子入札等に対応していない事業者に対し電子入札等に対応させるための事実上の強制とならないか懸念もある。今後も電子入札等の利用を高めるための方策を検討する際にはどのような点に留意すべきか。	<p>○調達事務のデジタル化の推進 過去の入札で地元事業者以外の参加者もあったのは、地道な成果として評価出来ます。 一方で紙入札者も本局で43%横ばい、地方ではいずれも紙入札とのこと。ご指摘のように時間を掛けて進めていくことと想料します。 目的はアカウンタビリティと透明性です。瑣末なことですが、「理由書」という表現は紙入札は(当局としては)望ましくないのでその理由(言い訳)書のようにも感じられるおそれがあります。 入札者の利便性をより向上する為の「アンケート」にご協力くださいの方がより良いと思います。アンケートの意見に寄り添っていくことが電子入札率向上に繋がると思います。</p>	<p>○調達事務のデジタル化の推進 ご意見のような理由書の取扱い、利便性向上のアンケート実施も含めて検討し、今後も調達事務のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。</p>

外部有識者の氏名・役職【 中村 豪(東京経済大学 経済学部教授) 】 意見聴取日【 11月1日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達の検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 次年度からの携帯電話契約数の削減など、具体的なトータルコスト抑制のあり方が見られ、適切な対応といえる。引き続き適用可能な事案を検討されたい。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 今後、従来のPBXを調達した場合の費用及び保守運用経費と、クラウド電話の調達費及び保守運用費等の比較を行い、クラウド電話調達の利点及び課題等について検討する予定しております。 今後の取組事案の選定については適切に検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>○公募の活用 現在、一者入札が継続している案件についても入札可能性を判断すべく公募手続が行えるか検討している。そのような案件を公募するのは妥当か。また、公募する場合にどのような点に留意すべきか。</p>	<p>○公募の活用 公募にすることで、受注可能な事業者の掘り起こしや、当該案件の円滑な執行を目指す意図かと思われる。もともと競争性の低い案件である可能性が高いとすると、金額の適正水準をできるだけ事前に把握することが必要だろう。</p>	<p>○公募の活用 ご意見のとおり、公募の実施は、受注可能な事業者の掘り起こし及び契約手続の透明性の確保を目的として検討しております。また、適正水準での調達価格の把握については、客観的なデータなどを入手しつつ事業者の参考見積を検討するよう適切な方策で行うよう検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>○調達事務のデジタル化の推進 電子入札及び電子契約の利用を高め事務効率を図る観点から、今年度から紙入札を希望する場合には入札前に理由書を提出する変更を行っている。ただし、電子入札等に対応していない事業者に対し電子入札等に対応させるための事実上の強制となるいか懸念もある。今後も電子入札等の利用を高めるための方策を検討する際にはどのような点に留意すべきか。</p>	<p>○調達事務のデジタル化の推進 電子入札の方は現状でも90%を超える利用率となっており、相当程度普及しているといえる。理由書の提出を求めているということで、なおも電子入札に対応しきれない事業者の実情を把握し、その対応策を考えることに理由書の情報を活用することもありうるのではないか。</p>	<p>○調達事務のデジタル化の推進 ご意見のとおり、理由書に記載している事業者の実情を把握して要因を分析することにより、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。</p>

外部有識者の氏名・役職【 南島和久(龍谷大学 政策学部教授) 】 意見聴取日【 11月5日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達の検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 順調に調達の見直しが進んでいるとのこと。トータルコストの削減額、ライフサイクルコストの削減額等もあわせて提示いただくとなおよ。緊急時回線の確保についても触れていただきたい。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達の検討 今後、従来のPBXを調達した場合の費用及び保守運用経費と、クラウド電話の調達費及び保守運用費等の比較を行い、クラウド電話調達の利点及び課題等について検討する予定にしております。 緊急時回線については、災害時でも通信が可能な災害時有線電話を確保する必要があったため、別途整備しておりますので、取組の効果に追加して記載いたしました。</p>
<p>○公募の活用 現在、一者入札が継続している案件についても入札可能性を判断すべく公募手続が行えるか検討している。そのような案件を公募するのは妥当か。また、公募する場合にどのような点に留意すべきか。</p>	<p>○公募の活用 一者入札が続いている案件について入札可能性の判断を介在させるのはよい方向と思われる。他方で、特命随契となった理由が明確となり、透明性が向上するのであれば、他の方法でもよいのかもしれない。目的は透明性の向上にあると思料。</p>	<p>○公募の活用 ご意見のとおり、契約手続の透明性を向上させる観点から、一者入札が継続している案件でも公募による入札参加可能性調査を実施していくことを前提に検討しております。公募以外の方法についても適切な方法を今後も検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>○調達事務のデジタル化の推進 電子入札及び電子契約の利用を高め事務効率を図る観点から、今年度から紙入札を希望する場合には入札前に理由書を提出する変更を行っている。ただし、電子入札等に対応していない事業者に対し電子入札等に対応させるための事実上の強制とならないか懸念もある。今後も電子入札等の利用を高めるための方策を検討する際にはどのような点に留意すべきか。</p>	<p>○調達事務のデジタル化の推進 電子入札に対応していない事業者を排除しかねない点が懸念されているようだが、何を目的として電子入札及び電子契約に取り組むのかを整理する必要があるのではないか。調達の透明性を向上させ、幅広い入札への参加を得ることを目的とするのであれば、ロードマップを示すなど中長期的な取組として再整理する余地もあるのではないか。</p>	<p>○調達事務のデジタル化の推進 ご意見のとおり、調達事務のデジタル化の推進については、引き続き事業者側のメリット(事務の効率化、経費削減等)も含めて広報しつつ、まずは理由書に記載している事業者の実情を把握して要因を分析することにより、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。</p>